

いんみょう 因明 梵ヘートウ・ヴイドヤー

五明（ごみょう）の一。因とは理由、明とは学問の意。理由を示して論証を行う論理学のこと。

参考

総合仏教大辞典 法蔵館

広説仏教語大辞典 中村元 岩波仏教辞典

因明三十三過本作法講義 龍谷学会 湯次了榮

それは、中村元先生の『論理の構造 上』48ページ

「論理学はギリシアに発したものが西洋で発展したが、これに対して東洋ではインドに発した仏教の論理学が中国を経て奈良に伝えられ、その伝統は今日にまで生きている。アジア大陸では因明の伝統はほとんど消滅してしまったらしい。チベットでは因明の研究は近年まで行われてきたが、今はどうなったであろうか。かつてインドで会ったヴェトナムの高僧が、日本からこの書を送ってもらいたいと言って「因明瑞源記」と漢字で書かれたのに驚いたことがある。こういう事実を思うと、奈良に伝えられた因明の学問は、世界の至宝であると言っても過言ではない。

日本人は抽象的思索に弱い、とか、「ことあげせぬ国」であるとか言われている。しかし、やっと『古事記』が編集され万葉の歌が詠まれていた時代に、奈良の因明学者たちは「知覚」（現量）だとか「推論」（比量）だとかいう難解な問題に真剣に取り組んでいたのである。カント哲学で本式に取り上げられるに至った二律背反（Antinomie）の問題が、すでに奈良の因明学者たちによって「相違決定」という名のもとに論ぜられていたと言うなら人は本気にしないかもしれないが、これは本当である。誤謬論の検討は日本の因明学者たちが心血を傾倒したものであった。

こういう貴重な文化が今の日本人に忘れられていたのである。それも理由のないことではない。中国・日本の因明の書には文字の訓詁註釈がやたらに多く、時には論理学の規則の適用を誤っている場合も少なくないので、近年の研究者はサンスクリットやチベットの原典に取り組むようになり、日本の因明学は軽視されてしまったのである。しかし日本の因明が中国の因明よりも一歩先んじて改革のあとを示していることもあるので、玉と石を峻別する必要があるであろう。

日本の因明学は、玄装に由来する法相宗と密接な関係があったが、他の諸学派でも研究されたので、特定の宗教的権威との結合はあまり見られなかったと言ってよいであろう。」

I インドの論理学の祖は、正理学派(ニヤーヤ学派)の祖である足目(そくもく)(梵アクシャパーダ)のことであって、一般にインドでは論理学のことをニヤーヤ(正理)と称するが、仏教では特に因明という。因明には古因明(陳那じんな 梵ディグナーガよりも前および正理派)と新因明(陳那およびそれ以後)とがある。古因明に属する弥勒みろく(梵マイトレーヤ)は瑜伽論卷一五で因明を七種の項目にまとめて説いている。

これを七因明という。すなわち論議についての七つの要件、

仏教論理学の論議における七種の要件。

- ①論体性 ろんたいしょう (論議の体質である言語)、討論一般
 議論そのものの本質をいう。これには、
 言語すなわち 言論、(論議を述べること)
 合理的言論たる 尚論、(世間一般に認め、たつとぶところの言論。世に宣言すること)
 悪心からする 諍論 (争い論ずること。争い。論争。想像によって起こる言論。
 我を張って互いに争うこと)
 忿怒してする 毀謗論、(そして論ずること。悪縁によって起こる言論)
 仏法の正理に応ずる 順正論、(もとづく教義にしたがっている議論。法門の道理を立てるために
 起こす言論)
 仏の正理によって教導する教導論、(人それぞれの素質に適した仕方)で 教え導
 く議論)
 の六つを立てる。
- ②論処所 ろんじょしょ (論議をするのに適する場所)、討論を行う場所、論議の場所の規定
- ③論所依 ろんしょえ (立論の根拠)、討論のよりどころ論議のよりどころたる宗・因・喩・同類・
 異類・現量・比量・聖教量など。
- ④論莊嚴 ろんしょうごん (論議が整然として善美なこと)、討論のための的確性言論における美しい飾
 り。自他の主張をよくなし、言は円満して堂々の論陣を張り、発言よろし
 く反対者を敬服せしめること。
- ⑤論墮負 ろんだふ (論議の敗北)、論争における敗北論議における敗北で、自己の立場を捨てる
 捨言と、他に屈伏させられた屈言と、言論の中に誤謬のある過言とがある。
- ⑥論出離 ろんしゅつり (前もってよく観察し、論議をするかしないか決定すること)、討論を行おう
 と決定することあらかじめ立論の得失・時衆・能否を観察して、失敗のな
 いようにすること。
- ⑦論多所作法 ろんたしよさほう (論議をよくする資格)をいう。討論の効用の多いこと。自他ともに主張を
 よくなし、弁才の欠けることのないために論議において存すべきことが
 多いこと。
 〈『瑜伽論』一五卷(大)三〇卷三五六上—三六〇下〉

II 以上の七因明の中では第三の論所依がその中心で、これから論証しようとする結論である所成立(しよじょうりゅう)(略して所立(しよりゅう)ともいう)宗と同じ。証明される事がらに二種、即ち自性(じしょう)と差別(しゃべつ)とを分け、論証の側に属する能成立(のうじょうりゅう)宗・因・喩の三支の内、主張命題たる宗を所成立とするのに対し、因・喩の二支を能成立と名づける(略して能立(のうりゅう)ともいう)に八

種、即ち

- ①立宗（りつしゅう）・主張を述べること
- ②弁因・因の支。形式論理学における小前提に当たる。理由を述べること。
- ③引喩・実例をあげること。喩支で、形式論理学の大前提にほぼ相当する。
- ④同類・一致
- ⑤異類・相違。一致しないこと。
- ⑥現量・直証。直接知覚。直接知を得る過程と並びにその結果として得られる知。普通は感覚器官と外界の事物との接触から生ずると考えられている。ディグナーガ（陳那）は思考を含まないものであると解する。
- ⑦比量・推論。推論知。推理。ただし論証の意味をも含めている。仏教の論理学は、それを「自分のための推理」（推論的思考）と「他人のための推理」（論証）とに分けている。三量（三つの認識方法）の一つ。われわれが一つの事象によって他の事象を正しく推知すること。煙を見てそこに火があると知るようなもの。
- ⑧正教（しょうぎょう）量・信頼さるべき権威

を分ける。この能成立の八種を八能立（はちのうりゅう）という。

無著（むじゃく）の雑集論卷一六ではこの八能立を

- ①立宗・主張を述べること
- ②立論（りゅうろん）・主張命題を立てること。ある主張を立てる人
- ③立喩・
- ④合（ごう）・
- ⑤結・
- ⑥現量・
- ⑦比量・
- ⑧聖教量（しょうぎょうりょう）・

と名づける。

この中のはじめの五、即ち宗・因・喩・合・結の五項を古来、古因明に用いる論式の特徴とし、これを五分作法（ごぶんさほう）（五支作法）という。作法とは、論証方法を論式に言いあらわしたもの、またそのようにあらわすことの意であり、後者の意味における作法は厳密には立量（りゅうりょう 因明の論証法。論式をととのえて（宗・因・喩とたてて）主張を述べること）という。五分作法の説き方には少し差異があるが、世親の如実論の説き方では、

- ①宗「声は無常なるべし。」・
- ②因「所作性しよさしよ（条件に依存すること）なるが故に。」・
- ③喩「譬ば瓶等の如し。」・
- ④合「瓶等の如く、声も亦かくの如し。」・
- ⑤結「故に声は無常なり。」という。

この五分作法は既知の事項によって未知の事項を演繹的に論証するものである。この中で◎宗（梵プラティジュニ

ヤーまたはパクシャ)とは主張、提案の意味で、立論者が新しく提唱し論証しようとする命題であり、所立ともいう。これに対して

◎因(梵ヘートウ)は立論者が自己の宗を相手に承認させるための論証の根拠であり、

◎喩(梵ウダーハラナまたはドリシュターンタ)はその例証、例喩、実例である。因・喩はともに既知の事実に属し、能立ともいう。

◎合(梵ウパナヤ)は喩にもとづいて宗と因とを結びつけるもの、

◎結(梵ニガマナ)は宗を再出して宗が結論として確定されることを示すものである。

けれども以上の五分作法は因の原理を明確にしない不整備な論式であって、陳那は後説する「因の三相」によって、これを

①宗 「声は無常なり。」・

②因 「所作性なるが故に。」・

③喩 「諸の所作性のものは無常なり瓶等の如し(同喩)。諸の常住なるものは所作性のものにあらず。虚空等の如し(異喩)。」

という三支作法に改良し、新因明を確立した。公式的に示せば、

宗 「すべてのSはPなり」

因 「Mなるが故に」

同喩 「すべてのMはPなり、例えばeの如し」

異喩 「すべての非Pは非Mなり、例えばéの如し」となる。

Ⅲ 陳那の門弟である商羯羅(しょうからしゅ)(梵シャンカラスヴァーミン)によれば、因明には相手に自己の論議を悟らせることを目的とする悟他の方法と、自ら論理を探求する自悟の方法とがあり、

悟他の側に

(真)能立(しんのうりゅう)・

誤謬の無い正しい論式。論式に宗・因・喩の三つをそなえ、(三十三過のうちの)いささかの過失も無く、そして相違決定の欠点のないものでなければならない。

(真)能破(しんのうは)・

敵の理論を正しく論破すること

似能立(じのうりゅう)・

能立の論式の不正なもの。論者の論法に誤謬のあるもの。

似能破(じのうは)

誤った能破。反対者(敵者)の論式が完全で欠点がないのに、みだりに論難すること。真能破の対の四門、

自悟の側に

(真)現量・正しい現量。正しい知覚。

現量 げんりょう [s : pratyak_a]

直接知覚を意味し、主として感覚器官と外界の事物との接触によって生ずる知覚の過程、ならびにその結果としての知覚内容をさす。ディグナーガ(陳那(じんな))の定義によれば、現量は概念作用を伴わず、対

象そのものの個別相(自相)を認識する。_物ごとに善悪浅深重々なる事、現量の境なり_ [雑談集(7)].・

(真)比量・正しい推論

推論。推論知。推理。ただし論証の意味をも含めている。仏教の論理学は、それを「自分のための推理」(推論的思考)と「他人のための推理」(論証)とに分けている。三量(三つの認識方法)の一つ。われわれが一つの事象によって他の事象を正しく推知すること。煙を見てそこに火があると知るようなもの。『入正理論』冒頭(『金七十論』五頌大正五四卷十二四六上) <『論伽論』因明>。 <『入正理論』> <『沙石集』四(一)>

現量(じげんりょう) ・誤った知覚。誤った直接知覚。ただし、ダルマキールティは、直接知覚(現量)には誤謬というものはないという。

似比量(じひりょう) ・自分が理解するための推理。自分が承認していることだけについて述べる論式。宗—我が甲は乙なり。 因—丙なりと許すがゆえに 喩—許すいる等のごとし。

の四門があつて、これを因明八門といい、この八門に悟他と自悟との二つの利益(役立ち)があることを八門両益(はちもんりょうやく)という。

まず悟他の能立とは、直接自己の意見を相手に承認させる目的をもった立論をいい、その立論が宗・因・喩の三支作法にかない、誤謬のない真正なものであれば真能立といい、誤謬を含んだ似て非なるものであれば似能立という。

悟他の能破とは、相手の立論を反駁攻撃する目的をもった立論をいい、その真正なものを真能破、不正なもの(即ち相手の正しい立論を誤ったものとして攻撃する立論)を似能破という。

次に自悟の四門は、自悟の知識であり、上の悟他の四門の言論をひき起こす根拠となるものである。即ち真現量とは真正な直覚的知識、真比量とは真正な推理的知識、似現量と似比量とはそれぞれの誤謬の知識をいう。

IV 新因明によると、真能立でありうるためには三支は以下のような論理的内容をもたねばならない。

イ、「宗」

宗は、は主辞(S)と賓辞(P)との二部からなる。例えば「声は無常なり」の宗において、「声」は主辞で、「無常」は賓辞である。

主辞は、

前陳、・主張命題の主語。漢文では主語を先に述べるので、こういふ。

前説、・

所依、・

自性(じしょう)、・

有法(うほう)、・亀毛・兎角のような実体のない物を「無法」というのに対し、他の事物のような、実体もはたらきも無ではない物をいう。もの。性質を有する基体。

所別、・限定されるもの。前陳・体・自性・有法に相当する。命題たる宗の主部をいう。主張命題の主語

とも称され、

これに対して

賓辞は

後陳（ごちん）、・主張命題の述語。漢文では、主語よりも後で述べるのでこういう。

後説（ごせつ）、・命題である宗の主語（例「声は」を先陳というのに対し、述語（例「無常なるべし」）をさしていう。

能依、・よるもの。依存するもの。所依に対していう。

差別（しゃべつ）、・義・後陳・法・能別・共相に相当する。自性に対する。

能別、・後陳・義・差別に同じ。

とも称される。

賓辞（広辞苑）

・判断(命題)において、主語について立言(肯定または否定)する概念(名辞)。「日本は島国である」の「島国」の類。賓辞。賓概念。賓部。

・現代論理学では、「 x は偶数である」のように、変数 x に具体的な値を与えると真偽が定まる立言。

言語によって主張を開陳表明した立言自体を言陳（ごんじん 宗・因・喩のことばで述べる事がらをいう。すなわち文句の表面に意義を表現することをいう。これに対して、別に裏面の意味を含めたものを意許（いこ）と名づける。）というから、この言陳を前陳と後陳とに分けたのである。主辞と賓辞とは宗依といわれ、それぞれのその概念が、立者（りつしゃ）である立論者のみならず、敵者（じゃくしゃ）である相手(反駁者)にも承認されていること(立敵共許 りゅうじゃくぐうご)を必要とする。しかし主辞と賓辞との結合した宗の命題、即ち宗体は、立論者が新しく立てる主張であるから、立者には承認されているが敵者にはいまだ承認されていないこと(立敵不共許 りゅうじゃくふぐうご)を必要とする。

ロ、因

ウィキペディア

因の三相とは、[因明](#)、ことに新因明の規定であって、[陳那](#)によって明確化された。陳那は、知識の確実性を論証する際に、[現量](#)(直接知覚)と[比量](#)(推理論証)の2つの量(pramaana)のみを論証規範とした。その比量を、さらに自らの知識の確実性の論証(為自比量)と、他者に対する説示(為他比量)の2つに分けた。

その為自比量とは、三相をそなえた因によって義を観察することであるとする。(『[集量論](#)』「為自比量品」第1偈)この三相をそなえた因のことをいう。

第1相は、因は宗の前陳(主辞)の法でなければならないという遍是宗法性(へんぜしゅうほっしょう)

第2相は、因は宗の後陳(賓辞)と同類でなければならないという同品定有性(どうほんじょうしょう)

第3相は、因は宗の後陳(賓辞)と矛盾するものとは異なっていなければならないという異品遍無性(いほんへんむしょう)

このような因の三相をそなえた因をよりどころとして、現見や比度によって立てられた宗の確実性の吟味が為自比量である。よって、為自比量は、単にこれまで正理によって説かれた推理認識のことでない。

ここにも因明が、仏教の正理と呼ぶのにふさわしい理由がみいだせる。つまり、仏教では根本的に知識は分別であるから不確実であり、真理を認識するには役に立たないとする。

つまり、正理派などのいう、認識手段による対象の吟味からは、なんら確実性を見いだせない。

さて、陳那においては、悟りのための認識源は自証のみであり、比量における分別は、他人に正しい智を生起させるという点でのみ、間接的な認識源の意味を持つ。

『因明正理門論』に「不顧論宗」というように、言語表現としてしめされた宗は、自己によって得られたものである。その自己によって得られたものとは、為自比量によって得られたものであり、それは三相をそなえた因によって吟味されたものである。

その確かめられた知識を、確かめられた方法を説くことによって他人に伝達することが為他比量である。つまり、為他比量は言語による認識について、その言語表現の確実性を追求するものであり、それが三相をそなえた因である。いいかえれば、為他比量の因は、為自比量における認識を吟味した、その根拠である。

ところで、為自比量で確かめられた方法を他人に伝えることが為他比量ならば、その方法とは因の三相と密接な関係がある。その方法とは三支作法である。つまり、為自比量では宗因喩の三支として説く。よって、能立の三支は、この三相の説示という意味を持ち、因明にとって能立は三支でなければならなかった。

因明正理門論

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

移動: [案内](#)、[検索](#)

『因明正理門論』(いんみょうしょうりもんろん、梵: Nyāya-mukha , ニヤーヤ・ムカ)は、5世紀頃のインドの仏教論理学者・認識論者である陳那(Dignāga, ディグナーガ)が著わした仏教論理学(因明)の論書である。

この論書は、玄奘と義浄によって中国にもたらされ、それぞれ『因明正理門論本』と『因明正理門論』として漢訳された。また、『因明正理門論』と言いながら、実際に研究されたのは玄奘訳のテキストである。

しかし、中国や日本では、陳那が仏教の、ことに唯識思想に裏付けられた認識論・論理学の主要命題が忘れられ、主に他派との論義の際の論理的過ちを検証する道具としてのみに注目することとなった。そのために、陳那に続く商羯羅主が著わした『因明入正理論』に着目し、ほとんどの因明の研究は、この入正理論の研究となり、ほとんど正理門論の研究は行われなかった。

正しい自己の主張を決定する論式を、**能立**(のうりゅう)という。陳那は古来、他宗や古因明が使っていた五支作法を採用せず、「宗」「因」「喩」の三支作法のみで論式を立てる。

宗 声は無常なり
因 所作性なるが故なり
同喩 瓶等の如し
異喩 虚空等の如し

この時、「宗」は、主張をいい顕し、因と喩で決定される命題である。宗は2部でできており、上の論式でいえば

声——自性——有法——所別——前陳
無常——差別——法——能別——後陳

となる。

因とは、この論式の根拠である。この根拠の正当性を表すのが同喩と異喩の二つの喩であり、因と喩の関係性を顕したものが**因の三相**である。したがって、この因の三相によって、三支作法としたものである。

さらに、因が宗同品と宗異品とに関する関係に9つあり、それぞれ正・不正を判断したものが「九句因」である。

つづいて、陳那は人間の知識には、自相と共相の二つしかないから、その知識の確実性の論究には2つの量しかないことを宣言して、**分別**の交わらない知識を現量と言ひ、推理論証するものを比量という。比量智は現量智以外のものをいい、上記のように能立される因から生ずるものであるとする。

さらに、似能破(じのうは)を説いて、十四の過類を説明する。これによって論式の過(あやま)ちを指摘する。

ただし、後の『因明入正理論』の方が似能破については詳しいため、中国日本ではそちらが重要視されたものと思われる。

因は宗を敵者に承認させる根拠理由であるから、立敵共許でなければならない。この因は宗の主辞と直接関係をもつ。

例えば「声は無常なり」の例でいえば、「所作性」なる因は「声」の上に認められるわけである。このように宗の主辞の上にそなわっている因の有する意味、道理を因体という。かくて因は宗の主辞と賓辞との結合を果たす媒概念(M)となるものであるから、因は次の三原理をもたねばならない。

(1)遍是宗法性 (へんぜしゅうほっしょう)。

因(M)が宗の主辞(S)の法(賓辞)となって遍く宗の主辞を包摂すること、即ち「すべてのSはMなり」が

成立すること。

因明でいう因の三相の一つ。理由概念（因）が主張命題（宗）の主語（有法）を包摂していなければならないということ。たとえば、「声は無常である」という主張命題に対し、「人為性のものであるから」という理由を立てる場合、人為性ということが声をその中に包摂していなければならないとする規定。

(2) 同品定有性（どうほんじょううしょう）。

因(M)が宗の賓辞(P)と同じ品類のもの(宗同品とも同品ともいう。Pの外延全体を指す)にすべて包摂されること、即ち「すべてのMはPなり」が成立すること。

因（媒概念）は必ず同品一ここでは大概概念に相当する）のうちに含まれていなければならぬという規則。媒概念の具有すべき三つの特徴（因の三相）の一つ。→因の三相。〈『入正理論』〉〈『因明入正理論疏』中④四四卷二五中〉

所立の宗及び能立の因と同類なるものにはきつとあるべきものでなければならぬと云ふことなり。〈『因明犬』九ウ〉

(3) 異品遍無性（いほんへんむしょう）。

因(M)が宗の賓辞(P)と矛盾した異なる品類のもの(宗異品とも異品ともいう)には少しも包摂されないで全く無関係なこと、即ち「すべての非Pは非Mなり」が成立すること。以上の三原理を「声は無常なり」を例にとつていえば、「所作性」という因が、

- ① 声をその中に包むことが遍是宗法性であり、
- ② 無常なるものに包まれることが同品定有性であり、
- ③ 無常でないもの(例えば虚空など)とは全く無関係であることが異品遍無性である。

これらの三を因の三相といい、因の媒概念である意義を明確に規定したもので、三支作法の骨子をなす。

因明における因の三相（三つの特質）の一つ。三支のうち因と異品（異喩）との関係を示したもの。因は証明されるべきものの異品のうちに少しでも存在してはならず、もしも少しでも関係があれば、因はついに真正の因ではない、という規定をいう。

所立の宗及び能立の因と異類なるものにはどこまでせんぎしても無きものでなければならぬと云ふことなり。〈『因明犬』九ウ〉

八、喩

喩は因と同様に立敵共許であることを必要とし、同喩と異喩とに分かれる。同喩とはこれから論証しようとする主張の賓辞(宗の法)およびその主張の根拠(因)と同類である例喩の意味であつて、因の同品定有性を示した「すべてのMはPなり」の命題例えば「声は無常なり」の例では「所作性のものはすべて無常なり」の命題と、その命題に対する実例、例えば「瓶など」とをいう。

異喩とは、これから論証しようとする主張の賓辞(即ち宗の法)とも無関係であり、またその主張の根拠(因)

とも無関係である例喩の意味であって、側面から主張を論証するのに役立つもの、この方は因の異品遍無性を示した「すべての非Pは非Mなり」の命題、例えば「声は無常なり」の例では「常なるものは凡て所作性のものに非ず」の命題と、その命題に対する実例、例えば「虚空など」とをいう。つまり「所作性」という因が「無常」にのみ関係して、「常」には全く無関係であることを、それぞれ同喩と異喩とをもって示したのである。そして同喩と異喩とにおいて命題の部分喩体、実例を喩依という。同喩についてその喩体を示し因明の論式を立てることを合作法(がっさほう)という。「積極的に宗と因とを結合させる作法」の義である。この場合は「所作性のものは凡て無常なり」というように先因後宗の順序をとる。異喩についてその喩体を示し因明の論式を立てることを離作法という。

「宗の賓辞および因と不同類なる実例を消極的に宗および因から隔離する作法」の義である。この場合は「常なるものは凡て所作性のものに非ず」というように先宗後因の順序をとる。

V 似能立(じのうりゅう)には欠過と支過との二類がある。欠過とは三支(宗・因・喩)のいずれかを欠く過誤、過失である。支過とは三支のもつ論理的過誤、過失で、宗に九種(宗九過または似宗(じしゅう)九過という)、因に一四種(因十四過または似因(じいん)十四過という)、喩に一〇種(喩十過または似喩(じゆ)十過という)の三十三過(因明三十三過ともいう)がある。

さんじゅうさんが【三十三過】

因明における過失は、『入正理論』によると、宗に九過、因に十四過、喩に十過、かあり、総計=三十三過になる。『大疏』ではこれを全分・一分・自・他・共などに細別し、二千一二百四種の四句があり、したがって総計九千二百十六の過失があるというが、実際には論理的には益のないものである。

論理の誤り

イ、似宗九過とは次の九種をいう。

(1)現量相違過。

現実の直覚的知識(現量)に相違する事実を宗として立てる過失。例えば「蛇には足あるべし」という宗を立てるような場合。

①直接知覚と矛盾している主張。たとえば、「声は聞かれるものではない」。〈『入正理論』〉

②似立宗の一つ。仏教論理学における三十三過のうち、似宗九過の一つ。われわれが知覚する現在の事実と相違した事、からを三支のうちの宗とするあやまちのこと。

(2)比量相違過。

推量比知しえた推理的知識(比量)に相違する事実を宗として立てる過失。例えば「人間は死せざるべし」という宗を立てるような場合。

ひりょうそうい【比量相違】似立宗の一つ。推理の結果と矛盾する主張。たとえば、「瓶は常住なものである」。〈『入正理論』〉

立者が僥忽に法の道理に相異せし宗を立る故、後に敵者が深く義を思ひ取りて因喩を述る時、前に立者の

立てし宗が道理に相違せしことが顕るるを比量相違と云ふ。〈『因明犬』一一オ・ウ〉

(3) 自教相違過。

自己の奉ずる宗義に相違する事実を宗として立てる過失。例えば「声は無常なり」という宗義を奉ずる勝論（かつろん）学派が「声は常なり」と主張するような場合。

じきょうそうい【自教相違】

自己の学派の伝承説と矛盾する主張。似立宗の一つ。たとえばヴ了イシエーシカ学派が「声は常住なものである」と主張する場合。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳九九〉

所立の宗が自宗の所説の道理に相違するを云ふなり。〈『因明犬』一二ウ〉

(4) 世間相違過。

世間の認める一般的知識に相違する事実を宗として立てる過失。例えば「科学は空想なり」という宗を立てるような場合。

せけんそうい【世間相違】

誤った主張（似立宗）の一。世間一般の知識と矛盾する主張。たとえば、「兎を有するものは月ではない」「人の髑髏は清い」など。因明（仏教論理学）でいう三十三過のうち、似宗九過の一つ。〈『入正理論』〉

解釈例・法の上の道理は立てども世間に通用せぬことなるを世間相違と云ふなり。

〈『因明犬』一三オ〉

(5) 自語相違過。

「自己の言語に矛盾を含む過失」という意味で、宗の主辞と賓辞とが互いに矛盾している過失。例えば「わが母は石女なり」という宗を立てるような場合。

じごそうい【自語相違】

①前後が矛盾している主張。似立宗の一つ。主張そのものに矛盾を含んでいる主張。たとえば、「わが母は石女である」。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳一〇五〉

②自分の言った語の前と後が対立している、自らの語に相違のある、自らの語に矛盾のある、の意。〈『開目抄』五四七〉

解釈例・自分のいうことが自分の義に相違するを云ふ。〈『因明犬』一四ウ〉

(6) 能別不極成過（のうべつふごくじょうか）。

宗の賓辞、即ち能別の意義が相手に承認されていない、即ち立敵不共許である過失。例えば仏教徒が他教徒に対して「人は仏の子なり」と主張するような場合。

のうべつふごくじょう【能別不極成】

似立宗の一つ。主張命題の述語（能別）が反対者に承認されていないのに、それをういて述べた主張命題。たとえば、仏教徒がサーンキヤ派に対して「声は滅無に帰す」という場合。つまり前陳（主語）は立敵共

許（主張者も反対者もともに承認している）であるが、後陳（述語）が立敵共許ではない。これはシャンカラスヴァーミンが新たに立てたものである。〈『入正理論』〉 〈『因明大疏』国訳一〇六以下〉

(7)所別不極成過（しょべつふごくじょうか）。

宗の主辞、即ち所別の意義が相手に承認されていない、即ち立敵不共許である過失。例えば有我論者である数論師（すろんじ）が無我論者である仏教徒に対して「我は思なり」と主張するような場合。

しょべつふごくじょう【所別不極成】

似立宗の一つ。主張命題の主語一所別）が反対者には承認されていないのに、それを用いて述べた主張命題。たとえば、サーソキヤ学派が仏教徒に対して「アートマンは精神的なものである」と主張した場合。つまり前陳が共許でない。シャンカラスヴァーミンが新たに立てた。〈『入正理論』〉。〈『因明大疏』国訳一〇九以下〉

(8)俱不極成過（くふごくじょうか）。

宗の主辞と賓辞と両方の意義がともに相手に承認されていない過失。例えば有我論者である勝論師が仏教徒に対して「我は和合因縁なり」と主張するような場合。

くふごくじょう【俱不極成】

似立宗の一つ。主語および述語が主張者と反対者との両方にともに承認されているのではないのに、その主語および述語を用いた主張命題。たとえば、ヴァイシェーシカ学派が仏教徒に対して「アートマンは内属を有する原因（和合因縁）である」と主張する場合。因明三十三の過失の中で、宗の主語と述語としてともに相手の認めないものを用いた過失。シャンカラスヴァーミンが新たに加えた。〈『入正理論』〉 解釈例・つまり前陳も後陳も不共許である。〈『因明大疏』国訳二〇以下〉

(9)相符極成過（そうふごくじょうか）。

宗の主辞も賓辞も俱にその意義が相手に承認されており、しかも主辞と賓辞との結合、即ち相符が相手にすでに承認されているために、宗として改めて主張する必要がなく、従って立論自体が無意味である過失。例えば「声は聞かせる」と主張するような場合（以上のうち、(6)(7)(8)は立敵共許でなくてはならないという宗依の性質に反する過失であり、(9)は立敵不共許でなくてはならないという宗体の性質に反する過失である）。

そうふごくじょう【相符極成】

似立宗の一つ。主張者も反対者もともに承認しているものを結合したために、論争の余地のない主張命題。たとえば「声は聞かれるものである」など。シャソカラスヴァーミンが新たに加えた。〈『入正理論』〉 〈『因明大疏』国訳二四以下〉

ロ、似因十四過とは、不成（ふじょう）（梵アシツダ）因の四種（四不成過）と、不定（ふりょう）（梵アナイカーンティカまたはアニシュチタ）因の六種（六不定過）と、相違（梵ヴィルツダ）因の四種（四相違過）とをいう。

a) 四不成過（しふじょうか）は、因が宗の主辞を包んでいないために因の第一相である遍是宗法性を欠いているような不成立の過失因を因として立てる場合で、その過失は次の四種である。

(1) 両俱不成過（りょうくふじょうか）。

立論者と対敵者（即ち立者と敵者）のいずれの立場から見ても、因(M)が宗の主辞(S)と全く無関係である過失。即ち「すべてのSはMなり」という遍是宗法性の条件を因が具備していない過失。例えば「声は無常なり」との宗に対して、「肉眼の対象となるが故に」という因を立てるような場合をいう。

りょうくふじょう【雨俱不成】因明における似因のうち、不成因が四つあるうちの第一。立（主張）者も敵（反対）者もともに承認しない因（理由）。たとえば、「声は無常である。眼で見られるものであるから」という場合。因明の三十三過のうち、似因十四過における四不成過の一つ。〈『因明大疏』〉。〈『入正理論』大正三二卷二下〉

解釈例・「能立の因の義分を所立の宗に対して立敵の意得る所に望むるに俱にはづれて宗の道理を顕すこと能わざる」をいふ。〈『因明犬』一九ウ〉

(2) 随一不成過（ずいいちふじょうか）。

立論者と対敵者の中のいずれか一方が、その因に遍是宗法性の条件を具備していると認めても、他の一方の者（随一）はこれを認めないために、立敵共許でなくてはならないという因の性格に反する過失。例えば声が所作性であることを承認しない声顕論者（こえけんろんじゃ）に対し、声が無常であることを論証するために「所作性なるが故に」という因を立てるような場合をいう。

ずいいちふじょういん【随一不成因】

不成似因の一つ。主張者と論敵とのうち、いずれか一方が承認しない似因の意。しかし実際問題として、主張者自身の承認しない理由（因）を、自分のほうから提示するということはあるから、反対者（敵者）のほうで承認しない理由（因）を意味する。たとえば、「声は無常である（主張）。つくられたものであるから（理由）」というならば、声顕論者に対しては随一不成の似因となる。なぜならば、声顕論者は音声がつくられたもの（所作性）であるということ承認しないからである。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳一二四〉

解釈例・能立の因が立敵の中か何れか一方許さぬ義分なれば随一不成となるなり。〈『因明犬』二一ウ〉

(3) 猶予不成過。

遍是宗法性の条件が疑わしく蓋然的であるにもかかわらず、これを因として立てる過失。例えば遠方に煙であるか霧であるか疑わしいものを見て「彼方に火あり、煙あるが故に」というような場合をいう。

ゆうよふじょう【猶豫不成】

猶予とは疑惑の意。不成因の一つ。決定的に明白でないものを因として立てること。それは「霧であるか、（煙であるか）などと疑われつつある諸元素の集合、が、そこに火が（あるということを一成立せしめるために）（理由として）提示されつつあるもの」〈『入正理論』〉。〈『因明大疏』国訳一二六〉

解釈例・猶予とは物をためらうて決せぬことなり。立敵の決せぬわけを能立の因にすれば所立の宗がどちらとも片た付かぬことにあるを猶予不成と云ふなり。〈『因明犬』二五〉

(4)所依不成過。

所依即ち宗の主辞の存在が立者と敵者(自他)の双方に承認されている(立敵共許)というわけではないために、因の遍是宗法性が不成立となる過失。例えば実体としての虚空を認めている勝論師がこれを認めない者に対して「虚空は実体として存在す」の論証として「徳(属性)の所依なるが故に」という因を立てるような場合をいう。

しよえふじょう【所依不成】

不成因の一つ。所依(すなわち有法)が反対者には承認されていない場合には、因は成立しえないから不成因となる。たとえば無虚空論者に対して、「虚空は実体である。性質のよりどころであるから」という場合である。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳一二八)

解釈例・所依とは宗依の中の有法なり有法は静の起る本なれば所依と云なり故に立敵の有りと意得る法を挙べきを左なき法を挙る故能立の因に所依の法がなければ宗の義を成ずること能はざるが故所依不成と云ふなり。〈『因明犬』二八オ)

b) 六不定過(ろくふりょうか)とは、因の第二相である同品定有性(どうほんじょううしょう)と第三相である異品遍無性(いほんへんむしょう)とのいずれかを因が欠いているために、宗(論証されるべき主張)を確定的に断定できない過失で、

これには次の六種がある。

(1)共不定過(ぐうふじょうか)。

因が宗同品(宗の賓辞と同類のもの)のみならず宗異品(宗の賓辞と異なった類のもの)にも共通して存在しているために、このような因によっては宗を確定できない過失。即ち因が異品遍無性の条件を欠いている場合の一。例えば「声は常なり」という宗に対し、「所量性なる故に」という因を立てた場合、所量性は声以外の常なるもの(宗同品)にもあり、無常なるもの(宗異品)にもあるために、所量性という因によっては、声の常・無常を確定できないような場合をいう。

ぐうふじょうか【共不定過】

(一般の因明家は「ぐうふりょうのか」とよむが、法隆寺など南都では「ぐうふでうのか」とよんだ。)因明にいう三十三過のうち、因の十四過中の六不定過の一つ。俱分不定過に同じ。〈俱分不定過〈『正理門論』

ぐうふじょう【共不定】

(一般の因明家は「ぐうふりょう」とよむが、法隆寺など南都では「ぐうふでう」とよんだ。)似因である不定因の一つ。三支の中の因として、喩の中の同品・異品の両者に関係をもつ概念を用いる語謬をいう。たとえば「声は常住である。所量性(認識されうるもの)なるがゆえに」。その所量性という因は、実は常と無常という同品と異品とに共通に存在するがゆえに不定である。すなわち声は、瓶のごとくに所量性

であるがゆえに無常であるというのか、あるいは虚空のごとくに所量性であるがゆえに常であるというのか、不定である。〈『入正理論』〉

解釈例・因が広すぎるために同品にも異品にも遍通している。〈『因明大疏』国訳一三三〉

(2)不共不定過（ふぐうふりょうか）。

因が宗同品（宗の賓辞と同類のもの）にも宗異品（宗の賓辞と異なった類のもの）にも共通しないためにこのような因によっては宗を確定できない過失。即ち因が同品定有性を欠いている場合の一。例えば「声は常なり」という宗に対し「聴覚の対象なるが故に」という因を立てた場合、「聴覚の対象」が「声」そのものであって、「聴覚の対象」という因は、声以外の常なるもの（宗同品）にも無常なるもの（宗異品）にも全く無関係であるから、「声の常」に対する新しい媒概念として提出されたものとはならず、従ってこのような因によっては声の常、無常を確定できないような場合をいう。

ふぐうふじょう【不共不定】

普通は「ふぐうふりょう」とよみ、南都では「ふぐうふでふ」とよむ。不定因の一つ。因が同品にも異品にも存在しないので、全くその実例（喩）を見出しえない場合の因である。

たとえば、「声は常住である。聞かれるものであるから」という場合である。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳一三四〉

解釈例・これは九句因の中の同品非有異品非有の句にあたる。能立の義分が同異の二類にはづれて所立の宗も顕れず亦相違の宗も顕れねば不共不定と云なり。〈『因明大疏』三〇オ〉

(3)同品一分転異品遍転不定過（どうほんいちぶんでんいほんへんでんふりょうか）。

同分異全不定過ともいう。因が宗同品（宗の賓辞と同類のもの）の一部分にのみ通じ、更に無関係でなくてはならない宗異品（宗の賓辞と異なった類のもの）の全体にも通ずるために、このような因によっては宗を確定できない過失。即ち因が異品遍無性を欠いている場合の一。例えば「某甲（むこう）は女なり」という宗に対して「子を産まざるが故に」という因を立てた場合、「子を産まざるが故に」という因は女（宗同品）の一部にのみ関係して、女の全体に関係しておらず、さらに全く無関係でなくてはならない男（宗異品）の全体に関係しているために、このような因によっては某甲が果たして女であるか男であるかはこれを確定できないような場合をいう。

どうほんいちぶんでんいほんへんでん【同品一分転異品遍転】

不定因の一種。因が同品の一部に存し、異品のうちには必ず存在する場合。たとえば、「声は意志的努力の直後に発するものである。無常性なるがゆえに」と説く場合がこれに当たる。〈『入正理論』〉。〈『因明大疏』国訳一三八以下〉

(4)異品一分転同品遍転不定過（いほんいちぶんでんどうほんへんでんふりょうか）。異分同全不定過ともいう。

因が宗同品（宗の賓辞と同類のもの）の全体に通じてはいるが、宗異品（宗の賓辞と異なった類のもの）の一

部にも通じているために、このような因によっては宗を確定できない過失。即ち因が異品遍無性を欠いている場合の一。例えば「某甲は男なり」という宗に対して「子を産まざるが故に」という因を立てた場合、「子を産まざるが故に」という因は男(宗同品)の全体に関係してはいるが、女(宗異品)の一部にも関係しているために、このような因によっては、某甲が果たして男であるか女であるかを確定できないような場合をいう。

いほんいちぶんでんどうほんへんでん【異品一分轉同品遍轉】

不成因の一つ。因が異品の一部に存し、同品のうちには必ず存在するもの。たとえば、「声は勤勇無間所発のもの(意志的努力の直後に現れるもの)である。無常性なるがゆえに」。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳一四〇以下)

(5)俱品一分轉不定過(くほんいちぶんでんふりょうか)。

俱分不定過ともいう。因が宗同品(宗の賓辞と同類のもの)の一部にのみ通じ、しかも全く無関係でなくてはならない宗異品(宗の賓辞と異なった類のもの)の一部にも通じているために、このような因によっては宗を確定できない過失。即ち因が異品遍無性を欠いている場合の一。例えば「声は常なり」という宗に対して「無質礙性(むぜつげしょう)(可形性のものでなく障(さわり)なきもの)なるが故に」という因を立てた場合、無質礙性は常なるもの(宗同品)の一部若干(例えば虚空など)に関係しつつ、しかも全く無関係でなくてはならない無常なるもの(宗異品)の一部若干(例えば樂受など)にも関係しているために、このような因によっては声の常、無常を確定できないような場合をいう。

くほんいちぶんでん【俱品一分轉】

不定因の一つ。因が同品の一部と異品の一部とにわたって存在する場合、たとえば「声は常住である。無質礙性なるがゆえに」。これは不定の過失となる。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳一四一)

(6)相違決定(不定)過(そういけつじょうふりょうか)。

立論者と対敵者(即ち立者と敵者)の両方がそれぞれの見地から、それぞれの因を立て、しかもその因が因の三相を完備し、この因によって相互に矛盾した主張(宗)を成立させている場合、それぞれ自己の主張を成立させるためには十分な因であっても、相手の主張を破るには不十分であるから、いずれとも主張を決定することができないのをいう。「相違決定」とは、相互に矛盾した主張を正当に決定している、という意味である。

そういけつじょう【相違決定】

不定因の一つ。二つの理由命題が、ともに相互に矛盾した二つの別々の主張命題を正当に決定して立てる場合。

たとえば、「声は無常なり。所作性なるがゆえに。瓶等のごとし」という論式と、「声は常住なり。聞かれるものであるがゆえに。声性のごとし」という論式が、互いに矛盾しながら対立している。どちらも相手の主張を論破することができない。〈『正理門論』〉〈『因明大疏』国訳一四三以下) 〈『因明入正理

論明灯抄』三末大正六八卷三一七上) (字義は、矛盾を確定するものの意。) (『入正理論』)
解釈例・相異の宗を決定せしむと云ふことにて前に立者が所立の宗を因喩にて成ずるも道理が決定してきこへ後に敵者が所立の宗を因喩にて成ずるも道理が決定してきこへて立者の因より見ば敵者の宗がきこへず敵者の因より見ば立者の宗がきこへぬことなれば立敵各許一義となる故、どちらともつかぬことになれば猶予の因と云ひ又両方の因を互に両方の道理に望れば俱に道理がきこへぬことになれば前後俱邪の因とも云ふなり。(『因明犬』三五) 世間に水掛論と云ふは皆相違決定なり。(『因明犬』三五)

c) 四相違過とは、因が宗(論証しようとする主張)の賓辞或いは主辞と矛盾して宗を成り立たしめない場合、このような不成立の因を因として立てる過誤、過失をいい、これには次の四種がある。

(1)法自相相違因過。

因が宗の賓辞(即ち法)の表面に開陳された言論自体(これを言陳だ測とも自相ともいう)と矛盾する過失。例えば「彼は不死なり」という宗に対して「生物なるが故に」という因を立てる場合、「生物」なる因が「不死」なる賓辞と矛盾するような場合をいう。

ほうじそうそういいん【法自相相違因】

因明の論証において、いま現に提出されている主張命題(「声は無常である」と矛盾する主張命題(「声は常住である」)を成立せしめる理由。(法そのものと矛盾せる能立。(『入正理論』)。(『因明大疏』国訳一五三以下)

(2)法差別(しゃべつ)相違因過。

因が宗の賓辞(即ち法)の裏面に隠されている意味(これを意許(いこ)とも差別ともいう)と矛盾する過失。例えば万物を造る第一原因の存在を証明するために、「万物は他に造られたるものなるべし(宗)」「自身に自身を造る能わざるが故に(因)」と立論する場合、立論者は「他」という言葉の裏面に第一原因の意味を示そうとするわけであるが、万物が自身に自身を造る能力をもたないものであるかぎり、「他」もまた万物の一であるから自身に自身を(即ち万物を)造る能力をもたないものとなって、能造の第一原因とはなり得ない矛盾をきたすような場合をいう。

ほうしゃべつそういいん【法差別相違因】

証明さるべきもの(法)の内含的に意味するものと矛盾したことを成立せしめる因。(『入正理論』)。

(『因明大疏』国訳一五五以下)

[たとえばサーンキヤ学派が「眼等は必ず他のために用いられる。積聚性なるがゆえに。たとえば臥具等のごとし」という場合、「積聚性」という理由は、同じく積聚性のものである「他のもののために用いられる」ということを成立せしめる。ところがサーンキヤ学派が、ここで「他」というのはプルシャのことを意味している。]

(3)有法(うほう)自相相違因過。

因が宗の主辞(即ち有法)の表面に開陳された言論自体(即ち言陳(ごんじん)、自相)と矛盾する過失。例えば勝論(かつろん)学派が「有性(うじょう)は実・徳・業にあらざるものなり(宗)」「実・徳・業を持つが故に(因)」と立論する場合、勝論は「有性が実・徳・業を持つが故に」という因によって、有性を「持つもの」とし、実・徳・業を「持たれるもの」として区別しようとするのであるが、有性を実・徳・業から区別して離すことによって、実は実・徳・業を持たないような有性を考えるという矛盾を犯し、かえって勝論学派の立てる、実などと離れない有性の存在を否定するときをいう。

うほうじそうそういいん【有法自相相違因】

因明における相違因の一つ。主張命題の主語(有法)そのものと矛盾することを成立せしめる因。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳一五九〉

(4)有法差別(うほうしゃべつ)相違因過。

因が宗の主辞(即ち有法)の裏面に隠されている意味(即ち意許、差別)と矛盾する過失で、有法自相相違因過で述べた事例でいうと、「実・徳・業を持つが故に」という因が、勝論学派の意中に蔵する主張、即ち実・徳・業と離れない有性の意義と矛盾するときをいう。

うほうしゃべつそういいん【有法差別相違因】

因明における相違因の一つ。主張命題の主語(有法)の内含する意味と矛盾することを成立せしめる因。〈『入正理論』〉〈『因明大疏』国訳一六五〉

d) なお陳那によると、因が正因であるか或いは似因であるかの判定は、宗の同品(即ち論証されるべき主張の賓辞と同類のもの)と異品(同じく異なった類のもの)とに対して、因が関係即ち妥当性をもつかもたないかによって定まり、それには次の九つの場合がある。これを九句因という。

- (1)同品有異品有(どうほんういほうう)(この場合は共不定因となる)、
- (2)同品有異品非有(真正の因)、
- (3)同品有異品有非有(異品一分転同品遍転不定因)、
- (4)同品非有異品有(法自相相違因)、
- (5)同品非有異品非有(不共不定因)、
- (6)同品非有異品有非有(法自相相違因)、
- (7)同品有非有異品有(同品一分転異品遍転不定因)、
- (8)同品有非有異品非有(真正の因)、
- (9)有同品有非有異品有非有(俱品一分転不定因)、

ハ、似喩十過とは(似)同喩五過と(似)異喩五過とをいう。

a) (似)同喩五過は次の五で、いずれも積極的に宗と因とを結合させるために例証として引かれた事例(即ち同喩)に関する過失である。

- (1)能立(法)不成過(のうりゅうほうふじょうか)。

論証のために引かれた実例(即ち喩依)が因(即ち能立法)と同類のもの(これを因同品という)でないために、能立法を成立させない過失。例えば「声は常なり、無質礙性(むぜつげしょう)の故に、すべて無質礙性(むぜつげしょう)のものは常なり、極微(ごくみ)の如し」と立論する場合、極微は常ではあるが無質礙性(むぜつげしょう)のもの(即ち因同品)ではないから、極微を喩依としては無質礙性(むぜつげしょう)が不成立となるような場合をいう。

のうりゅうほうふじょう【能立法不成】

同法による似喩の一つ。同喩のうちに能立法(因)が存在していない場合。似同喩の五過の一つ。く『入正理論』く『因明大疏』国訳。一七五以下

(2)所立(法)不成過(しょうりゅうほうふじょうか)。

論証のために引かれた実例(即ち喩依)が宗の賓辞(即ち所立法)と同類のもの(これを宗同品という)でないために、所立法を成立させない過失。例えば「声は常なり、無質礙性(むぜつげしょう)の故に、すべて無質礙性(むぜつげしょう)のものは常なり、覚の如し」と立論する場合、覚は無質礙性(むぜつげしょう)であるが常(即ち宗同品)ではないから、覚を喩依としては常が不成立となるような場合をいう。

(3)俱不成過(くふじょうか)。

上の(1)(2)の過失をあわせもつ場合で、喩依が因同品でもなく宗同品でもないために、能立の因と所立の宗賓辞とをともに成立させない過失。

(4)無合過。

例証として引かれた命題(即ち喩体)が完全でないために、合作法(がつかほう)を欠く過失。

(5)倒合過。

合作法の順序である先因後宗(「声は無常なり」の例でいえば「すべての所作性のものは無常なり」)を顛倒して、先宗後因(「すべて無常なるものは所作性のものなり」)とする過失。

b) (似)異喩五過は次の五で、いずれも消極的に宗および因から、宗の賓辞及び因と不同類なる実例を隔離するための例証として引かれた事例(即ち異喩)に関する過失である。

(1)能立不遣過。

論証のために引用された実例(即ち喩依)が因(即ち能立)と不同類のもの(因異品という)でないために、所立の宗のみを打ち消し(即ち遮遣し)、能立の因を打ち消さない過失。例えば「声は常なり、無質礙性(むぜつげしょう)の故に、すべて無質礙性(むぜつげしょう)のものは常なり、虚空の如し。すべての無常なるものは質礙性(むぜつげしょう)のものなり、業(ごう)の如し」と立論する場合、業は無常ではあるから所立の「常」の義を打ち消すが、無質礙性(むぜつげしょう)と不同類であるところの質礙性(むぜつげしょう)のもの(即ち因異品)ではないから、業を喩依としては「無質礙性(むぜつげしょう)」の打ち消しが不可能となるような場合をいう。

(2)所立不遣過(しよりゅうふけんか)。

論証のために引用された実例(即ち喩依)が宗の賓辞(即ち所立)と不同類のもの(これを宗異品という)でないために、能立の因のみを打ち消し(即ち遮遣し)、所立の宗賓辞を打ち消さない過失。例えば「声は常なり、無質礙性の故に、すべて無質礙性のものは常なり、虚空の如し、すべて無常なるものは質礙性のものなり、極微の如し」と立論する場合、極微は質礙性のものであるから能立の因である無質礙性を打ち消すが、常なるものと不同類である無常なるもの(即ち宗異品)ではないから、極微を喩依としては「常」の打ち消しが不可能となるような場合をいう。

(3) 俱不遣過(ふくけんか)。

上の(1)(2)の過失をあわせもつ場合で、喩依が因異品でもなく宗異品でもないために、能立の因と所立の宗賓辞とを俱に打ち消さない過失。

(4) 不離過。

主張を側面から例証するために引かれた命題(即ち喩体)が完全でないために、離作法を欠く過失。

(5) 倒離過。

離作法の順序である先宗後因(「声は無常なり」の例でいえば、「すべて常なるものは所作性のものに非ず」)を顛倒して、先因後宗(「すべての所作性のものに非ざるは常なり」)とする過失。

⑥ 真能破には立量破路溜と顕過破(けんかは)との二類がある。

立量破とは、宗・因・喩という論式の作法を組織するものをいい、顕過破とは論式の作法を組織せず、ただ敵者の論法の過誤を指摘し顕示するだけのものをいう。

⑦ 似能破(じのうは)とは、似て非なる誤謬の能破をいう。

従ってこれにも立量破と顕過破との場合があるが、立量破の誤謬については、前の似能立の場合と同様である。顕過破の場合の誤謬には次のような十四過類(因明十四過類、十四過)がある。これは古因明において既に説かれたものである。

(1) 同法相似過類。

立論者が正当に異喩としたものをしいて同法、即ち同喩として非難攻撃するもの。

(2) 異法相似過類。

立論者が正当に同喩としたものをしいて異法、即ち異喩として非難攻撃するもの。

(3) 分別相似過類。

立論者が立てる正当な同喩について種々の差別を設け、同喩ではないとして非難攻撃するもの。

(4) 無異相似過類。

例えば「声は無常なり、所作性(しょさしょう)なるが故に、瓶の如し」という正当な立論に対し、声(宗の主辞)と瓶(同喩)とが別異なくして無常ならば、声と瓶とは一切の性質を同じくし、一切は同一となるであろうと非難攻撃するもの。

むいそうじ【無異相似】

因明において、たとえば「声は無常なり。作られたものなるゆえに。瓶のごとし」という正当な立論に対し、声（命題の主辞）と瓶（同喩）とが無区別になるであろうとって非難すること。『正理門論』大正三二卷九下

むいそうじかるい【無異相似過類】

因明において、命題の主辞（たとえば声）と同喩（たとえば瓶）とが異ならないなら、声と瓶とは一切の性質を同じくし、すべてが同一となるであろうとって、非難するもの。因明でいう十四過の一つ。

(5) 可得相似過類。

立論者の過誤のない真正な因に対してして過誤をつけて非難攻撃するもの。

かたくそうじ【可得相似】

主張者（立者）の提出した因以外の他の因が認められるから、その因は決して正因ではないとって、主張者を論難すること。〈『正理門論』〉

(6) 猶豫相似過類。

立論者の立てる過誤のない宗または因に対して異説を出して疑いを生じさせ、因を不成立であるとして非難攻撃するもの。

ゆうよそうじ【猶豫相似】

ある論式において、提出された因が証明さるべき事がらと矛盾する事がらをも成立せしめうるから、その因は不定であるとして、その論式を論難すること。〈『正理門論』〉

(7) 義准相似過類。

正しい論式では宗の賓辞の範囲は因の範囲より寛広であるか、あるいは等しいかでなくてはならない、という規則を知らないで、むやみに推論して正しい立論を反面から非難攻撃するもの。

ぎじゅんそうじ【義准相似】

換質换位を誤ったしかたで行って、主張者の立てた論式を非難すること。因明にいう十四過の一つ。〈『正理門論』〉

(8) 至不至相似過類。

因が宗に至ってはじめて宗が成立するのであるならば宗と因とは差別なく、また至らなければ両者は無関係であるとして、正当に立てられた宗・因を非難攻撃するもの。

(9) 無因相似過類。

立論者が正当に立てる宗と因とについて、いずれが先、いずれが後であるかを論じ、強引に因を不成立に

して非難攻撃するもの。

むいんそうじ【無因相似】

因明において、もしも因（理由命題一が宗（主張命題の主語）よりも以前にあるならば、因はいずれに属する因ともいえないから因ではないことになり、もしも宗が後にあるならば、宗はすでに成立したものであるから、もはや因を必要としないし、また宗と因とが同時であるならば、両者は独立無関係となり、成立しない。ゆえに因なるものは成立しない、と論難すること。因明でいう十四過の一つ。〈『正理門論』大正三二卷一〇中〉

(10)無説相似過類。

因を説く前には宗は不成立であったと非難攻撃するもので、本来成立している宗が因によって明らかになることを知らない過失。

むせつそうじ【無説相似】

似能破十四過の一つ。「声は無常なり。勤勇無間所発性のゆえに」という論式に対して、もしもこの理由によってはじめて無常ということ論証しうるのであれば、この因を言わない以前には何ものも存在しないから、因もなく、因によって成立せしめられる宗もなく、したがって、主張される「無常」ということもないから、声は常住であらねばならぬ、という議論。〈『正理門論』大正三二卷一〇中〉

(11)無生相似過類、

「声は無常なり、勤勇無間所発生（ごんゆうむけんしょうほっしょう）の故に」という立論に対し、「声」（即ち宗の主辞）の発生以前には「勤勇無間所発性」（即ち因）はなく、従って「無常なり」との主張もあり得ないから、「声は常住なるべし」と非難攻撃するもの。

むしょうそうじ【無生相似】

因明でいう、似能破十四過の一つ。「声は無常なり。勤勇無間所発性のゆえに」という論式に対して、「声の生ずる以前には因は存在しないから、所立である宗もまたない」と論ずること。〈『正理門論』大正三二卷一〇中〉

(12)所作相似過類。

「声は無常なり、所作性（しょさしょう）の故に、瓶の如し」という正当な立論に対して、しいて声と所作性との関係は瓶と所作性との関係と全同ではないとし、これによって因を不成立とさせる過失。

しょさそうじ【所作相似】

似能破十四過の一つ。「声は無常である。作られたもの（所作性）なるがゆえに。たとえば瓶のごとし」という論式に対して、「作られたものとしての声と瓶とは全同ではなくて多少の相違があるから、”作られたものなるがゆえに”という理由は、瓶の無常性とは必然的關係があるとしても、これによって直ちに声の無常ということは証明されえない」という議論。宗と同類とは無関係な別々のものであると考えて、理由の成立しないことを攻撃する誤り。〈『正理門論』〉

(13) 生過相似過類。

論証のために引用された実例(即ち喩依)について、さらに論証を要するとして非難攻撃するもの。

しょうかそうじ【生過相似】

論式における実例(喩)は理由(因)と同じく、主張者も反対者もともに承認しているもの(立敵共許)であるが、その実例をさらに立証する理由を求めようとする議論をいう。生過は(付随して起こること)の漢訳。立論者が提出した実例を、さらに証明するように求めること。〈『正理門論』〉

(14) 常住相似過類。

「声は無常なり」という正当な立論に対して、「声は常に無常性という常住の自性をもっているから常住のものである」として、非難攻撃するもの。

じょうじゅうそうじ【常住相似】

似能破十四過の一つ。「声は無常である」という主張に対して、「声は無常性という性質を捨てることがないから、その点では常住である」といって非難すること。すなわち、ヴァイシェーシカ学派の人が、「声は無常なり」というのに対して、敵者(反対論者)は「もしも『声は無常なり』というなら、その無常という属性は常に声の本性として存在し、絶えることがないから、無常なる声は常住である」といって非難するような場合をいう。〈『正理門論』〉